

1 計画の位置付け

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年)に基づき策定
- 都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すもの
- 都の制定・改訂経緯

第一次：平成15年3月(期間：平成15～19年度) ▶ 第二次：平成21年3月(期間：平成21～25年度) ▶ 第三次：平成27年2月(期間：平成27～31年度)

2 これまでの成果・課題

- 第三次計画では、3点の目標を掲げ、取組を推進

① 不読率の更なる改善

平成31年度までに平成25年度の3割減(平成35年度までに半減)

	(参考) H15		H25		H31	目標
小2	5.9%	→	2.6%	→	2.9%	1.8%
小5	8.9%	→	5.4%	→	4.2%	3.8%
中2	36.3%	→	13.2%	→	9.9%	9.2%
高2	55.1%	→	31.8%	→	30.6%	22.3%

● 小・中学生では、目標値との差が僅差となった

▶ 高校生の不読率が依然高い

■ 本を読まなかった理由

- ① 本を読むことに興味がない
- ② 読みたい本がなかった
- ③ 本を読む時間がなかった

※③は特に高校生に多い

② 読書の質の向上

読む本の質の向上、及び読書に主体的に関わる態度の育成

- 図書館、学校等において読書の質を高める様々な取組を実施
(例) ・適切な本を知らせる取組…啓発資料の作成、推薦図書を選定
・読書に喜びを感じられる取組…読み聞かせ、ブックトーク
- ▶ 小・中学生の本を読まなかった理由は、「読むことに興味がない」、「読みたい本がなかった」が多く、読書への意欲や関心を高めるような働きかけが引き続き必要

③ 読書環境の整備

区市町村での子供読書活動推進計画の策定の推進及び読書活動を支える人材の育成

- ほとんどの自治体で計画的な取組を実施(区市での計画策定率98%)
- 都立図書館等で、読み聞かせボランティアを育成するための支援等の取組を推進
- ▶ 読書活動を推進していく上で、学校では「読み聞かせ、ブックトーク等のノウハウ」、区市町村(図書館)では「ボランティア等の育成、活用」等を課題と認識

3 第三次計画策定後の状況変化

■ 学習指導要領等の改訂・告示(平成29～31年告示)

- ・ 言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することを規定
- ・ 学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することを規定

■ 文部科学省「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次)(平成30年4月策定)

- ・ 読書を行っていない高校生の中には、中学生までに読書習慣が形成されていない傾向もみられる
- ・ 生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要
- ・ ①「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成」、②「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高めること」の2点をポイントとして、家庭、学校等、地域での取組、子供の読書への関心を高める取組等について推進方策を示す

■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)(令和元年6月施行)

- ・ 障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として制定

■ 視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本計画(令和2年7月策定)

- ・ アクセシブルな電子書籍の充実等、視覚障害者等の読書環境整備などの方針を示す

4 第四次計画の検討

- 令和2年7月から学識経験者、校長(小・中・高・特支の図書館研究会等)、公立図書館長等、教育庁・生活文化局・福祉保健局の関係者で構成する検討委員会を設置
- ▶ 第三次計画期間中に行ってきた「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」の結果を踏まえ、取組の成果等を検証
- ▶ 学習指導要領改訂等の状況変化を踏まえた施策の方向性を検討

都における今後5年間の施策の方向性や取組を示す

5 第四次計画の基本的な考え方

■ 基本方針

- ・学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していく。
- ・都の第三次計画での考え方を基本としつつ、国の第四次計画や、昨今の読書に関わる動向を踏まえ、次の4点を本計画の目指すものとする。

■ 計画期間

令和3年度～令和7年度までのおおむね5年間

■ 計画の目指すもの

1 乳幼児期からの読書習慣の形成

国の第四次計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までに読書習慣の形成が不十分」であると分析されていること、また、都においても高校生の不読率は、小・中学生と比べて依然として高い状況にあることから、発達の段階ごとの読書習慣の形成に向け、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組を推進する。

- 不読率の更なる改善…引き続き、令和7年度までには平成25年度からの半減を目指す。
- 区市町村での計画策定…引き続き、令和7年度までには都内の全ての自治体で計画策定を目指す。

不読率の更なる改善

(国の目標)

	(参考) H15結果		H25結果		H31結果		R7目標	
小2	5.9%	→	2.6%	→	2.9%	→	1.3%	小学校全体で 2%以下を目指す。
小5	8.9%	→	5.4%	→	4.2%	→	2.7%	
中2	36.3%	→	13.2%	→	9.9%	→	6.6%	
高2	55.1%	→	31.8%	→	30.6%	→	15.9%	

		H29		R4
小	5.6%	→	2%以下	
中	15.0%	→	8%以下	
高	50.4%	→	26%以下	

2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

学習指導要領において、言語活動の充実及び学校図書館を利用した児童・生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実が規定されていることから、学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進、学習活動における学校図書館の利活用の推進を目指す。

3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての子供が等しく読書をすることができるよう、読書環境整備の更なる推進を目指す。なお、読書環境の整備・充実に当たっては、障害以外にも、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等、多様なニーズに配慮する。

4 読書の質の向上

一人一人の興味・関心に合った本を読み、読書の幅を広げ、読解力の向上を図るための「読書の幅の拡大」、及び読書に喜びを感じたり、目的をもって本を読んだり、考えを深めたり、他人に伝えたりするための「読書に主体的に関わる態度の育成」を図ることを目指す。

6 主な取組

■ 発達段階に合わせた取組

▶ 乳幼児

- ・家庭や園、保健所・保健センターでの乳幼児健診等の様々な機会を活用して、子供への読み聞かせや保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発
- ・乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信を継続

▶ 小・中学生

- ・子供の発達の段階に応じた従来の様々な取組に加え、新入生に向けた学校図書館使い方ガイダンスを充実
- ・子供が読書の効果を実感できるように読んだ本を記録する読書カード等も活用
- ・読書活動等の充実に必要な情報提供により、小・中学校等に対して一層の働きかけ

▶ 高校生等

- ・各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫や、高校生による書評合戦などの取組を継続
- ・都立図書館で「オンライン講座」を開講、生徒の興味を引き出し他校生と読書の楽しさを共有できる参加型の展示等を新たに実施

▶ 特別な配慮を必要とする子供

- ・障害に応じた読み聞かせの工夫、デージー図書等ICT機器の活用などの充実
- ・都立図書館にやさしくてわかりやすいLLブックなどの「読みやすい本コーナー」、日本語を母語としない子供等の読書活動支援のための「やさしい日本語コーナー」を新設

■ 読書活動推進の基盤づくり

- ・区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進
- ・読書活動を支える人材の育成
- ・子供の読書活動の啓発、広報等